

第 53 回松江市建築審査会 会議録

1. 日時 令和 7 年 7 月 15 日（火） 10 時 00 分 ～ 10 時 45 分

2. 場所 島根県市町村振興センター 中会議室

3. 出席者（順不同）

(1) 委員（5 名中、出席者 5 名）

細田会長、伊中委員、片寄委員、田中委員、小玉委員

(2) 事務局

石本まちづくり部長、池田建築審査課長、大國建築審査係長、竹下副主任、野村副主任

(3) 事業者

松江市文化スポーツ部スポーツ施設課 石田課長

4. 審議の概要

(1) 審議事項

【第 1 号議案】

- ・ 建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きの規定による第二種住居地域内の建築許可申請に関する審議

(2) 報告事項

- ・ 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による建築敷地の接道に関する許可申請の会長専決基準処理案件の報告 1 件

5. 公開・非公開の別 全て公開

6. 傍聴者数 3 名

7. 所管課 松江市まちづくり部建築審査課（0852-55-5347）

8. 会議経過

(1) 開会挨拶 松江市まちづくり部長 石本

(2) 審査会会長挨拶 細田会長

(3) 議長の選任

松江市建築審査会条例第 5 条第 1 項に基づき、会長が会議の議長となる。

(4) 審査会成立宣言

議長から、委員全員の出席により、松江市建築審査会条例第 5 条第 2 項に基づく会の成立が宣言される。

(5) 会議録の署名委員の指名

松江市建築審査会条例第 6 条の第 2 項に基づき、議長が会議録の署名委員として田中委員を指名。

(6) 事業者同席の提案

松江市建築審査会条例第 9 条の規定に基づき、細田会長から事業者の同席についての提案がなされ、承認される。

(7) 第一号議案

《事務局より議案集及び資料 1 にて説明》

①建設地概要

位 置	松江市学園南一丁目 428-1
用途地域	第二種住居地域
防火地域	指定なし
その他地域	法第 22 条区域、駐車場整備地区、都市計画公園

②建築物概要

建物名称	松江市総合体育館
工事種別	増築及び用途変更
用 途	観覧場及び体育館
構 造	鉄筋コンクリート造（一部 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造）
規 模	3 階建て
高 さ	26.150m
延べ面積	増築部分 1,494 m ² 、棟全体 14,988 m ²

③提案理由

松江市建築審査会運営規定第 7 に規定する事務局による用途地域内の建築制限に関する許可基準に基づく事前審査を行ったところ、申請建物は住居の環境を害する恐れがなく、交通上、安全上、防火上、衛生上及び防犯上支障がないと思料され、また、渋滞緩和や駐車場不足解消等への取り組みもなされ、関係行政機関の同意も得られていること

から、建築審査会において同意の可否を問うもの。

④関係行政機関の意見照会

松江市消防本部 意見なし

⑤意見聴取会での意見

席数の増加に伴い交通量の増加が想定されるため、渋滞及び駐車場不足への対策を講じてほしい。

《各委員からの意見及び質問》

【片寄委員】ラウンジに飲食施設が入るということですが、具体的にどういったものが入るのかということや、規模、席数というのは決まっているのでしょうか。それから、その飲食施設というのはスサノオマジックの試合時以外の、例えばコンサート等のイベント開催時でも利用可能なものなののでしょうか。また、くにびきメッセとイベントが重なった際の駐車場の割り振りなどについて、何か計画はされているのでしょうか。

【事業者】飲食関連施設についてですが、これは実際にその場で調理する施設ではなく、できたものを温めてお客様に提供するという施設になっております。そこで購入したものを自席やラウンジで食べていただくような形となっております。席数についてはカジュアルラウンジで108席の計画となっております。

スサノオマジック以外のイベント時の利用についてですが、この施設にはいちご株式会社を代表とした管理運営事業者がございます。いちご株式会社、スサノオマジック、それから現在総合体育館を管理している松江市スポーツ・文化振興財団、こういった方々が一緒になって運営をしていくこととなりますので、管理運営事業者の判断で飲食関連施設を開放して利用していただくことも可能だと思っております。

くにびきメッセとイベントが重なった際の駐車場の確保についてですが、イベント時にはそれぞれの施設の駐車場を利用してもらうことが原則であると考えております。スサノオマジックのホームページにおいても、試合時に利用可能な駐車場を紹介していただいているところです。

【片寄委員】利害関係者から出た意見に、別の敷地に駐車場を確保しシャトルバスで、というものもありましたが、例えば、ホテル穴道湖跡地等は空いている状態でもったいないいつも思っているところです。そういったところに駐車場を設置してシャトルバスで送迎ということも、ひとつの対策としてご検討いただけたらと思います。

【細田会長】これまで体育館だった用途を観覧場にすると、基本的には、防火上とか消防法上のグレードはアップするという考えでよろしいですか。

【事務局】おっしゃるとおりです。例えば排煙の規定等がかかってくるので基本的には厳しくなる方向です。

【細田会長】安全面が向上することを敢えてやるということですね。

【事務局】そういうことになります。

【田中委員】質問が3点ありまして、まず工期はいつからいつまでになるのか、増築棟の平面計画はどのようなになるのか、増築される部分は現在駐車場になっていると思いますがそこにはもう駐車できなくなるのか、という3点について伺いたいと思います。

【事業者】工期につきましては、今度7月の下旬からインターハイが総合体育館の方で開催されます。この大会が終わった8月4日から来年の8月31日までを予定しております。

平面計画についてですが、増築棟の1階部分はスイートルームを利用される方の受付、荷物預り所、フロントの方々の控室、ごみのストックヤード、こういったものが配置されます。

また、増築棟の建つ場所への駐車については、増築に伴いできなくなります。

【議長】他にはありませんか。

それでは、意見が出つくしたようですので、審査会としての採決をいたします。事務局提案に同意される方の挙手を求め、挙手多数であれば同意することにしたいと思います。事務局提案に同意される方は挙手を求めます。

〔委員全員挙手〕

全員挙手いただきましたので、事務局提案を承認し、同意することといたします。

(8) 報告事項

《事務局より議案集及び資料2にて報告》

会長専決同意基準処理案件 1件

許可日 令和7年2月6日

位置 松江市下東川津町

用途 共同住宅

許可内容 敷地と道路との間に1mを超える水路があり接道できていないため、法第

43 条第 2 項第 2 号の規定及び松江市建築審査会運営規定に基づき建築審査会会長の専決同意により許可したもの。

《各委員からの質問》

【細田会長】 下水及び雨水の処理はどのように行っていますか。

【事務局】 下水は公共下水道に接続、雨水は側溝へ放流しております。

(9) 議事の終了

(10) 閉会

上記、会議録の内容に間違いはありません。

(署名) _____

(署名) _____